

埼玉県居宅介護支援事業所等における複数訪問費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県（以下「県」という。）は、利用者宅へ訪問し居宅介護支援等を行う事業者（以下「事業者」という。）が、利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数訪問を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅介護支援等 指定居宅介護支援及び指定介護予防支援
- (2) 暴力行為等 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等をいう。
- (3) 訪問者 利用者宅を訪問し、居宅介護支援等の提供を行う介護支援専門員をいう。
- (4) 同行者 訪問者とともに利用者宅等を訪問する者であつて、利用者等の暴力行為等に対応することにより訪問者の安全を確保することを主たる目的として同行する者をいう。なお、訪問者と同一の業務（居宅介護支援等の提供を含む。）又は他のサービスの提供等を主たる目的として同行する者は含まない。ただし、同行者が別表1に掲げる資格等に該当しない場合、ハラスメント対策を含む最低限の介護知識を得るための研修を受講している者に限る。
- (5) 複数訪問 訪問者が居宅介護支援等を提供するにあたり、利用者等の暴力行為等に対応するため、同行者とともに複数名で利用者宅を訪問することをいう。
- (6) 利用者 居宅介護支援等の利用契約を締結した者等をいう。
- (7) 利用者等 利用者又はその家族及び同居人をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、県内に所在する居宅介護支援等を行う事業所を設置する法人で、次条に規定する補助対象事業を行う者とする。ただし、市町村が自ら実施する場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

とき。

（補助対象事業）

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、複数訪問を行うための事業であって、次に掲げる要件のうち（１）、（２）及び（３）のすべての要件を満たすものとする。

- （１） 利用者等による暴力行為等から訪問者及び同行者の安全を確保するため、複数訪問が必要であると知事が認める場合を対象とする。
- （２） 同行者は国又は地方公共団体の職員ではないこと。
- （３） 訪問先が有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅に該当しないこと。

２ 補助対象事業は第9条に規定する交付決定を受けた後に実施するものとする。ただし、緊急性等を勘案し、知事が認める場合は、この限りではない。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に係る経費であって、国や他の地方公共団体等から類似の補助金等の交付を受けていないものに限る。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表2第1欄に定めるサービス種類に応じて、第2欄に定める補助基準額及び第3欄に定める補助率を、訪問回数に乗じて得た額とする。

（補助対象時期）

第7条 補助金の交付決定の時期にかかわらず、原則として交付申請のあった日からその属する年度の3月31日までとする。

ただし、補助対象者は事業期間を必要最小限の時期とするよう努めるとともに、その期間内で問題解決に向けた検討を進めることとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書に事業計画書を添えて、提出しなければならない。なお、申請は、法人単位で行うものとする。

２ 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（補助金の交付決定）

第9条 知事は、申請者から前条の交付申請書の提出を受けたときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を様式第2号による交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

２ 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号により通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第10条 前条の補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （１） 事業を変更、中止、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- （２） この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

- (3) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (5) 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助事業の変更等)

- 第11条 申請者は、補助対象事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

- 第12条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付決定に係る補助対象事業が完了したときは、当該対象事業が完了した日の翌日から起算して1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに様式第5号による実績報告書に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。
- (1) 事業実績内訳書
 - (2) 複数訪問を行った日並びに訪問者及び同行者の記録
 - (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

- 第13条 知事は、交付決定者から前条の実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号による補助金確定通知書により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

- 第14条 交付決定者は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、速やかに様式第7号の請求書を提出しなければならない。
- 2 前項の請求があったときは、知事は速やかに補助金を当該交付決定者に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) その他知事が適当でないと認めたとき。
- 2 知事は、前項の規定により交付の決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

- 第16条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付

規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月31日から施行し、令和8年7月3日以降に行われた補助対象事業に係る補助金の交付について適用する。

別表 1 同行者（第 2 条関係）

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士、介護員養成研修等の修了者、福祉用具専門相談員、福祉の専門性を有する者と認められる者

別表 2 補助金額（第 6 条関係）

第 1 サービス種類	第 2 補助基準額		第 3 補助率
	別表 1 に該当する者	別表 1 に該当しない者	
1 居宅介護支援	5,000 円／回	3,170 円／回	10 分の 10
2 介護予防支援	5,000 円／回	3,170 円／回	

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。